

R 5 森東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

・いじめ防止等に向けての基本理念

文部科学省及び横浜市基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校の教職員の責務（第八条）から、基本理念にのっとり、「いじめ」は絶対に許されない行為として、また、違法行為として本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所、警察等の関係機関との連携を図る。

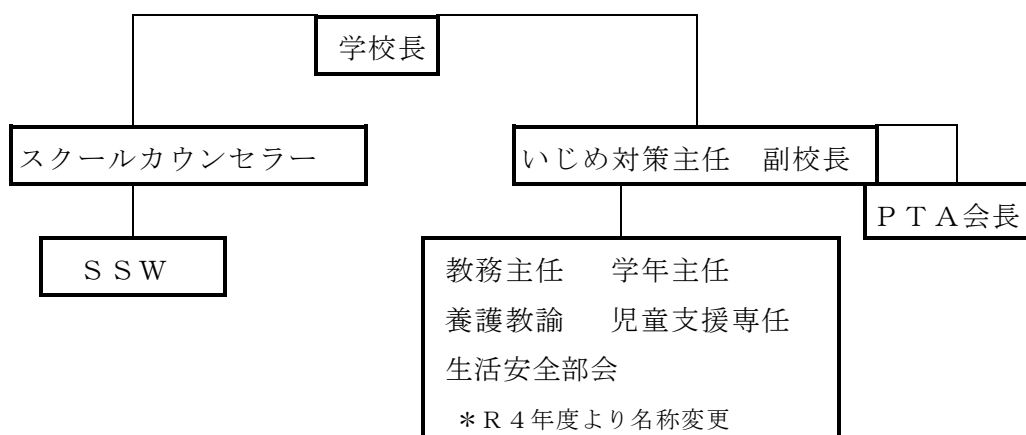
学校全体でいじめの防止及び発見に取り組むとともに、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するところから森東小学校いじめ防止基本方針を策定する。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

・委員会の構成員

校長直属の組織に属し、いじめ対策主任を副校長とする。



委員会の運営

委員会は、常設とし、生活安全部会として、推進委員会及び、全体会を月1回以上開催する。

また、学校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

・委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

・いじめの未然防止

①全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の充実を図る。

- ・日頃から児童との関わりを密にして、情報収集を徹底する。
- ・いじめ問題に関わる道徳授業を教育課程に位置づける。
- ・スポーツフェスティバル、森東フェスティバル・宿泊行事等を通して仲間を大切にする心を育む。

②職員研修の充実 子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用

・早期発見

① 定期的な調査をする。

- ・年2回「学校生活アンケート」の実施
- ・年2回 いじめ解決一斉キャンペーンの実施 *R5年度変更点：5月は記名式アンケート

*年2回にすることで、いじめの早期発見を目指すことと一人の児童の中での変容も見るとため。

- ・教育相談の実施（個人面談・学校カウンセラー）
- ・職員会議で各学年の毎月児童の生活状況報告と検討

②学校と保護者・地域の方々からの情報で信頼関係の構築を図る。

- ・懇談会・面談・学校運営協議会
- ・学校日より、森東ホームページ

・いじめに対する措置（発見・通報）

○いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応する。

- ・事実確認や被害児童を守り通すこと、関係児童への教育的配慮等毅然とした態度で指導する。保護者にも連絡し理解と協力が得られる関係を築く。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められた場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際、学校で適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

・いじめの解消

いじめ防止対策委員会のメンバーだけでなく、全職員に周知し、経過観察を行う。担任・学年担任・専科・児童支援専任・養護教諭等で、積極的な声かけを行う。また、担任は、保護者に定期的な連絡をとる。

いじめ解消の要件は、少なくとも次の2つの要件を満たすものとする。

- ① いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・教職員等への研修

長期休業期間に「いじめ防止研修」を実施する。また、「Y-Pアセスメントに関する研修」も行い、実施とともに活用役に役立てる。

・学校運営協議会等の活用

年3回開催する「学校運営協議会」や「森中学校区 学校・家庭・地域連携事業実行委員会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・共同して取り組む。

・取組の年間計画

月	取組内容		
4月	年間計画と重点指導内容等の確認 児童引き継ぎ いじめの定義・児童生徒理解研修	学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時） いじめの認知・支援方針の決定	入学式、学年集会、学校説明会、町内会議等で基本方針説明 →ホームページ等で公開
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談） 二者面談で個別の教育支援計画・個別の指導計画について共通理解・目標等確認		学校運営協議会（基本方針説明） 二者面談（保護者とともに児童のようすについて共通理解）
6月	いじめ解決一斉キャンペーン① 学校生活アンケート実施、 YP アセスメント実施①		学・家・地連（基本方針説明）
7月	横浜子ども会議① （中学校ブロックでの話し合い） YPアセスメントの見方及び横浜プログラム活用の研修実施（R4年度変更事項） *年2回にしたYPアセスメントでクラスの実態をつかむだけでなく、横浜プログラムを合わせて実施することで、より活用できるものとするため。 自殺予防・SOS		
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 →人権研修・特支コ研修 横浜こども会議② 区交流会		
9月	クラスの実態に応じた横浜プログラムの実施		
10月	↓		学校運営協議会
11月	いじめ解決一斉キャンペーン② （無記名式アンケート・教育相談） 学校生活アンケート実施、② YP アセスメント実施② SOS		学・家・地連（子ども会議取組発表）
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 横浜市こども会議実践発表（区代表児童） 二者面談で個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価について共通理解・来年度目標等確認		二者面談（保護者とともに児童のようすについて共通理解）
1月			新入生保護者説明会 「森東小学校いじめ防止基本方針」
2月	中学校ブロック専任会にてこども会議の取り組みについての振り返り		学校運営協議会
3月	年間のふり返り、新年度への引き継ぎ		

4 重大事態への対処

- ・重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

- ・発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いも含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

本校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

《参考資料》

- ・横浜市いじめ防止基本方針（平成29年10月改定）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省 平成29年3月14日改定）